

文規定はないが、免訴により訴訟を打ち切るべきである。

最大判昭和47・12・20刑集26巻10号631頁は、第一審の検察官立証段階に15年余の審理中断があった事案で、憲法37条1項は、個々の刑事事件につき、現実に迅速な裁判の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判を受ける被告人の権利が害される異常な事態が生じた場合には、具体的規定がなくても、審理の打ち切りという非常救済手段をとることをも認める趣旨の規定であり、具体的事件における同条同項違反の事態の発生の有無は、遅延の原因・理由等を勘案し諸般の状況を総合的に判断して決すべきであるとして、本件被告人は迅速な裁判を受ける権利を自ら放棄したとはいえず、また迅速な裁判の保障条項により守られるべき被告人の諸利益が実質的に侵害されたと認められるので、第一審における中断の終了時に既に憲法37条1項に明らかに違反した異常な事態に立ち至っており、現行法上明文の規定はないが、本件の審理経過からはこれ以上実体的審理を進めるべきでないから、免訴の言渡しが相当であるとした。

司法制度改革の一環として、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終わらせるようにすることを目標として、平成15年に「裁判の迅速化に関する法律」(平成15年法律107号)が定められた。刑事裁判では、強制捜査権をもたない被告人・弁護人側にとって証拠収集の負担が大きく、検察官が収集した証拠を被告人・弁護人に開示しないために公判において十分な防御権の行使ができないだけでなく、検察官が捜査段階での供述調書を重視した立証を行うために密室における取調べが争点となって裁判が長期化し、被告人に保釈が認められず、長期に勾留されるため、弁護人と被告人との打ち合わせに制約を生じ、そのために多大な時間がかかることが指摘されている。そこで、こうした事態を改善し、刑事裁判を充実・迅速化させるためには、「全面的な証拠開示」、「取調べの可視化」、「保釈の拡大」、「接見交通権の拡充」などが求められる。

また、継続的、計画的かつ迅速な公判審理を実現するために、281条の6は、審理に2日以上を要する事件について、裁判所は、できる限り、連日的開廷をし、継続して審理をしなければならないこととし、訴訟関係人の協力義務を定めている(規217条の2・217条の28参照)。

第2節 裁判員の参加する公判手続

裁判員の参加する裁判は、平成16年の刑訴法改正と同時に成立、公布され、平成21年5月21日から施行されている。裁判員裁判の目的は、国民のなかから選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することにより司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するというところにある（裁判員1条）。なお、その後平成19年の裁判員法改正により、区分審理及び裁判の特例制度が設けられた。

1 対象事件

裁判員制度の対象事件は、①死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる事件、②法定合議事件（裁26条2項2号）のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件である（裁判員2条1項。以下、「裁判員事件」という）。ただし、裁判員の生命、身体、財産に危害が加えられるおそれがあるなどの事情がある場合には対象事件から除外されることがあり（同3条）、他方、弁論の併合等によって非対象事件が対象事件と同じ扱われる（同4条・5条）。

2 裁判体の構成

裁判員制度においては、裁判員が裁判官とともに合議体を構成し、原則として、合議体は、裁判官3人と裁判員6人により構成される（裁判員2条2項）。ただし、公訴事実と争いがなく、事件の内容等を考慮して相当と認められるものについては、裁判官1人と裁判員4人の構成とすることができる（同2条3項）。なお、裁判員が急病などで裁判に参加できなくなったような場合に、補充裁判員を置くことができる（同10条）。

3 裁判官及び裁判員の権限

裁判員事件において有罪・無罪等の終局裁判に係る事実の認定、法令の適用

■ 主要な裁判員裁判対象事件一覧表 ■

① 死刑又は無期に当たる罪（刑法犯）

罪 名	条 項	死刑	無 期		有 期	
			懲役	禁錮	懲役	禁錮
現住建造物等放火	108条	○	○		5年以上	
激発物破裂（108）	117条 1 項前段	○	○		5年以上	
現住建造物等浸害	119条	○	○		3年以上	
電汽車転覆・艦船転覆	126条 1 項, 2 項		○		3年以上	
汽車転覆等致死	126条 3 項	○	○			
往来危険による汽車転覆等致死	127条, 126条 3 項	○	○			
電汽車往来危険転覆, 艦船往来危険転覆	127条		○		3年以上	
水道毒物等混入致死	146条後段	○	○		5年以上	
通貨偽造・同行使	148条 1 項, 2 項		○		3年以上	
詔書偽造・同行使	154条 1 項, 2 項, 158条 1 項		○		3年以上	
偽造詔書等作成・同行使	156条, 158条 1 項		○		3年以上	
強制わいせつ致死傷	181条 1 項		○		3年以上	
強姦致死傷	181条 2 項		○		5年以上	
集団強姦等致死傷	181条 3 項		○		6年以上	
殺人	199条	○	○		5年以上	
身の代金目的拐取	225条の 2 第 1 項		○		3年以上	
拐取者身の代金取得等	225条の 2 第 2 項		○		3年以上	
強盗致傷	240条前段		○		6年以上	
強盗致死（強盗殺人を含む）	240条後段	○	○			
強盗強姦	241条前段		○		7年以上	
強盗強姦致死	241条後段	○	○			

以上のほか、上記各罪の未遂処罰規定による罪（例・殺人未遂）

② 法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（刑法犯）

罪 名	条 項	死刑	無 期		有 期	
			懲役	禁錮	懲役	禁錮
ガス漏出等致死	118条 2 項, 205条				3年以上	
往来妨害致死	124条 2 項, 205条				3年以上	
浄水汚染等致死	145条, 205条				3年以上	
特別公務員職権濫用等致死	196条, 205条				3年以上	
傷害致死	205条				3年以上	
危険運転致死	208条の 2				1年以上	
不同意墮胎致死	216条, 205条				3年以上	
遺棄等致死	219条, 205条				3年以上	
逮捕等致死	221条, 205条				3年以上	
建造物等損壊致死	260条後段, 205条				3年以上	

法務省HP (<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/pdf/kyozai-kosei12.pdf>) を元で作成。

及び刑の量定の判断は裁判官及び裁判員が協働して合議により行い、そのための審理も両者で行う（裁判員6条1項・3項）。他方、法令の解釈に関する判断や訴訟手続に関する判断は、専門性が強いことから裁判官の合議によるものとされている（同6条2項）。そのための審理は、裁判官のみで行う（3項）。もっとも、合議のための評議に際し裁判員の傍聴を許し、その意見を聴くことができ（同68条3項）、審理についても、裁判員及び補充裁判員の立会いを許すことができる（同60条）。

裁判員事件の審理は、裁判員も出頭しなければ開廷することができず（同54条）、また裁判所が証人その他の者を尋問する場合には、裁判員は、裁判長に告げて、裁判員の関与する判断に必要な事項について尋問することができる（同56条）。被害者による意見陳述が行われた場合、裁判員は、その陳述の後に、その趣旨を明確にするため、これらの者に質問することができる（同58条）。さらに被告人が任意に供述をする場合（刑訴法311条）には、裁判員は、裁判長に告げて、いつでも、裁判員の関与する判断に必要な事項について被告人の供述を求めることができる（裁判員59条）。裁判員の関与する判断に関しては、証拠の証明力は、それぞれの裁判官及び裁判員の自由な判断に委ねられる（同62条）。

なお、補充裁判員も、裁判員と同様に、審理に立ち会う（同10条2項）。また、補充裁判員は、訴訟に関する書類や証拠を見ること（同3項）や、評議を傍聴することなどができ（同69条1項）、裁判官から意見を聴かれることもある（同69条2項）。

4 公判手続

< 1 公判前整理手続 >

裁判員事件においては、第1回公判期日前に、公判前整理手続に付きなければならない（裁判員49条）。裁判員の負担を考慮してできるだけ連日的開廷を行うためには、事前の争点整理と証拠整理を十分に行う必要があるからである。また、公判前整理手続において鑑定の経過及び結果の報告以外の鑑定の手続を行うこともできる（同50条）（⇒公判前整理手続については213頁）。